

## 三浦市議会議員政治倫理審査会記録（第10回）

- 日 時 令和4年1月24日 午前9時57分～午前10時40分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 政治倫理基準違反の行為の存否について
- 出席委員 委員長 出口眞琴  
副委員長 溝川幸二  
委 員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 調査請求者 日高芳子氏
- 出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長 高梨久子議会総務課長、  
長島ひろみ議事グループリーダー
- 

○委員長 おはようございます。ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

初めに申し上げます。報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いいたします。

本日は、引き続き政治倫理基準違反の行為の存否について審査を進めてまいります。

今回は、対象議員である藤田 昇議員からの聴取が終わっております。本日は、調査請求者に再度出席を求めまして、改めて本件に関する聴取を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、調査請求者の出席をお願いいたします。

[調査請求者 着席]

○委員長 本日は、お忙しい中、再度のご出席を頂きありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○調査請求者 よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、本日の審査についてであります。まず、調査請求された事項に関しまして、請求者から補足のご説明などがありましたら伺いたいと思っております。その後、委員からの質疑があれば、お答えをお願いいたします。

なお、請求者におかれましては、委員長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。また、発言の内容は、今回の事案の範囲を超えないようお願いいたします。また、委員に対して質疑をすることはできませんので、ご了承をお願いいたします。

それでは、請求者から発言をお願いいたします。

○調査請求者 今回の件が随分長引いておりますので、それに対する思いを、ちょっと長いのですが書いてまとめてまいりましたので、それを読ませていただきたいと思います。

皆様ご多忙の中、このような機会を頂き、ありがとうございます。既にお伝えしてありますとおり、昨年3月10日の陳情後、数か月にわたり、当該議員から私個人への明確な謝罪と、どのような償いをされるのかという提示は一切なく倫理審査会が進んでまいりました。その間、傍聴した家人からは、顔を合わせても会釈もないし、私に非があったような発言を繰り返していて、反省の色は全くないと聞いていました。

それが前回、11月16日の審査会では、手のひらを返したように当該議員が非を認めました。私が10月18日に提出した異議申立てが関係している可能性もありますが、その内容は、当初から私が、誤解をしていないという説明をしていたものと何ら変わるものではありません。急に反省しているような態度を取られても、それを素直に受け止めることはできません。

前回、11月16日の審査会終了後、娘2人が議長に促されて、当該議員からの謝罪を受けました。その際に、娘からは当該議員に辞職してほしいと伝えてあります。しかしその後、ご自身が取るべき責任についての言及はいまだにありません。また、他の市議会議員の方からも、当該議員が謝罪をしたがっているという仲介を何度か受けましたが、現在の病状からして本人に会える状況にはなく、また治療費のこともあるので代理人を立ててほしいとお願いしていますが、代理人からの連絡はいまだにありません。非を認めれば許されるというものではありません。

また、非は認めたものの、主張はあくまで過失とのことです。3月10日の陳情時の答弁は、下調べをして他の議員とも連携して周到に用意されたものと感じました。それが一番の恐怖心につながりました。準備をしていなかったとは思えません。仮に下調べもしていない、準備もしていないということであれば、それで陳情を扱うのは職務怠慢です。1枚10円で情報公開請求をしななければならない一般市民である私以上に、当該議員には情報を得るチャンスがあったはずで、職務怠慢であれば、市議の資格なしと考えます。ましてや役職など、もってのほかだと思います。また、当該議員が、私が誤解していると言いつづけたことは、明らかにご自身の職務怠慢による調査不足です。それを棚に上げて一市民を責めるのは、議員としての資質を著しく欠いていると思います。百歩も二百歩も譲ってそのときの発言が過失だとしても、日本の法律では過失であっても人を傷つけば罰を受け、被害者へ補償することが通例となっています。故意でない自動車事故でも、他人を傷つけば刑務所へ行きます。当然、その行動の招いた結果について罰を受け、償いをすべきです。

3月10日の発言以降も、7月20日の審査会での、陳情者である私に5条2項などと具体的に示し、陳情書処理規程違反があったかのごとき発言や、私の過去の活動を持ち出して、行政不信があるかのような、私の人格について印象操作をするような発言をしたことは、政治倫理調査請求者である私をおとしめ、悪者にし、自身の保身を図るためであり、許し難いものです。陳情を抑制するだけでなく、倫理審査会への調査請求さえも抑制しかねない罪深い発言です。この発言は、3月10日に行われた市民側に非があるという発言と全く同じ傾向のものであり、2度目のこの発言は明らかに故意です。発言によって人にダメージを与え、その後に撤回し、なかったことにし

ようにするというのは、もはや当該議員の手法なのかとさえ感じています。この部分については情状酌量の余地は全くないと考えますし、今後も繰り返されるおそれがあると思います。

この件は、私が最初に審査会に調査請求をしたときには、その調査請求の対象になっていなかった、新たに起きたことです。これは周到に資料まで準備した、悪意ある故意の発言であり、この件だけでも十分に議員としての品位を欠く言動です。議員の皆様がこの件の悪質性をこの倫理審査会で審議の対象とされないのであれば、別途調査請求したいと思っています。過去には2度も辞職勧告を受けた議員がいると聞いています。何度でも審査していただきたいと思っています。

学校Tシャツや復興ポロシャツについては、教育長を擁護する発言から不信感を持ち、調べたことですが、どちらも公共団体に限りなく近い団体との取引です。また、復興ポロシャツについては通算5,799枚も納入しており、それなりの収益があったと思います。そのような高額の収益が見込まれる事業への参入は、議員報酬も受領している議員として慎重に行うべきだったのではないのでしょうか。市民の寄附行為やボランティア活動の陰で収益を得るというのは、経済活動としては正当なものですが、市議会議員としては品位を欠く行動だと考えます。また、反対に、収益が薄く、ほかに受けてくれる人がいなかったからなどと善意を前面に押し出す発言については、有権者に対して恩に着せ、好印象を与えようとする発言であり、PTAや復興関係の実行委員会の集まりなどでそのような発言が関係者や本人からあったとすれば、商取引としてだけではなく、選挙活動の一環として行われたと言えるのではないのでしょうか。法的に許されても、社会理念上は問題があると思います。

また、及川教育長に関係し、私に対して「正しい発言じゃない」と言った部分については、いまだに議事録から削除されていません。また、及川教育長も文書では謝罪しながらも、その後、市役所などでお会いしても、挨拶もされません。当該議員の行動と連動していると感じてしまいます。いまだに及川教育長と当該議員の関係については、学校Tシャツの発注を受けるほど懇意だったため、私に「正しい発言じゃない」などと言ったのではという疑いを持たざるを得ません。倫理規定では、疑いを持たれることも違反です。実際に、納税をしていなかったとの疑いを持たれた議員が自ら辞職したこともありました。

また、この問題の根底にあるのは、本来、市民と行政との仲介役であるはずの市議会議員でありながら、行政の立場にだけ立って、政策に反対する市民を排除しようとしたことです。行政の政策を精査するはずの市議が、政策に反対する市民に対して市に代わって答弁するのでは、市民の声はいつまでたっても行政に反映されません。結果的に三浦市の学校統合が見直しになったことは、私の主張が市民の声を反映しており、公正な判断をされる市議会議員の皆様も疑問を持ってくださった結果だと思っています。三浦市の議員が全員、当該議員のような姿勢であれば、市民が疑問を持つ政策も全て通ってしまいます。陳情以来、長引いているこの問題の元凶は、当該議員が市民の声を聞かず行政側に立ったことだと思っています。これは市議としては一番の大罪だと考えます。

また、これは社会で既に認知されていることですが、三浦市議会においても精神的疾患を軽視しないでいただきたいです。自分自身も、これほどまでに通院が長引くとは思っていませんでした。私が目に見えるけがを負ったり血を流していれば、当該議員は即、辞職勧告を受けると思います。精神的な苦痛は目に見えないですが、薬をやめることができるのか、治るという保証があるのか、先が見えない苦しいものです。今回の倫理審査会への出席も、医師と相談しました。本来は避けるべきものですが、納得できる結果が出ない限り、病状もよいほうには向かわないだろうということで、そのためには避けられないとの判断で参りました。既に審査会は10か月も続いています。当該議員が私に非があるとの発言を繰り返し、それが議事録に残ることが一番の苦痛であり、それを読まざるを得ないことは苦しい作業でした。市内にある当該議員の顔写真付きの看板を見ても気分が悪くなるような状況なので、口頭陳情などはまだまだできる状況にはありません。申し添えれば、今日出席のところランプがついているのを見ただけで精神的に動揺しております。

多くの自死の背景には精神疾患があり、決して軽い病気ではありません。議会及び審査会の皆さんには、私が今、血を流し続けていると思いながら審査していただきたいです。当該議員は非を認めず、長期間にわたり精神的な苦痛を与え続けています。もし、それと目に見えるけがをさせた場合との違いがあるというなら、その違いを教えていただきたいです。

私は陳情する際にも、自分の主張に誤りはないか、過剰な要求とはなっていないかなどと、いつも資料を精査しながらとことん考えます。当初は、議会へお願いし、議会からのご進言により、当該議員の反省と自身の処遇について自身の態度で示していただければと考えていましたが、ご進言にもかかわらず反省の態度はなく、政治倫理調査請求をせざるを得ませんでした。

議会の皆様には、以下のことについて十分にご審議いただきたいです。

- 1つ、3月10日の委員会における、陳情を抑制する発言そのもの。
- 2つ、それによって市民に疾病を発症させている事実。
- 3つ、発言撤回後も責任の取り方を示さない無反省な態度。
- 4つ、教育長との関係を疑われるような背景。
- 5つ、Tシャツや復興ポロシャツへの関与の仕方への疑問。
- 6つ、審査会での、かたくなに調査請求者のせいにし、非を認めない自己批判能力の欠如。
- 7つ、さらに、保身のため故意に調査請求者の名誉を毀損するような発言。
- 8つ、人を傷つけても謝罪と撤回をすれば済むというような手法の繰り返しなど。

以上のような、疑いに満ち、品位に欠けることが市議会議員の資質にふさわしい行動かどうか考えてください。

さらに、非を認めるまで数か月を要したことを見ても反省の色は薄く、議会をここまで長い間煩わせ、私の病状を長引かせていることは、さらに罪を重ねる行為だと思います。また、過去に倫理審査会でなされた結果を見ても、この件では辞職勧告以外の判断はないと思いますし、辞職

勧告をしてほしいと思う私の主張が過剰なものとは思いません。

このたびの学校統合に関する市議会の皆様のご判断には、感謝とともに敬意を払っております。この政治倫理審査会でも公正なご審査を頂けると信じておりますが、3月10日の委員会当日、当該議員の発言と連携しているように感じる発言をした議員の方も審査会のメンバーとなっており、不安もあります。同じ会派だからというような付度なくご判断いただけますよう、よろしくお願いたします。

私は、市議会と市民との信頼関係が継続することを願っております。その市議会のご判断は公正なものとして受け止めます。もし、情状酌量の余地あるというご判断であれば、その理由をきちんと示していただきたいと思ひます。

長くなってすいません。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

これから委員の皆さんから質疑があるけど、大丈夫ですか。

○調査請求者 大丈夫です。

○委員長 それでは、委員の皆さんから質疑がありますので、お願いたします。

○委員 体調を伺おうと思ったんですけども、今のお話を聞いていたら、まだまだ体調が優れない、また余計ひどくなったように感じられますけれども、この問題をはっきりさせなければ請求者の体調が戻らないということが分かりました。

当該議員への何回か聴取の中で、今の請求者の文章のように、最初は自分が間違っていなかったということで、11月には自分の非を認めたということがありました。その中で、請求者のご要望は辞職勧告というような、極めて重たい要望を今されたというのは、私たちもすごく重く受け止めさせていただきました。その当該議員の何度かの聴取の中で、謝罪もしておられるということは今の言葉にもありましたけれども、自分の責任の取り方というのは、請求者を傷つけてしまったとかということについての責任の取り方というのは、お話をされていないと思ひます、ご本人は。3月からもう1年になりますけれども、こういう問題が起きた、その責任の取り方、本人から明確に謝罪はしているということですが、直接請求者のほうには謝罪をされていないということを伺っております。ご本人が会いたいと言っても会えないというのは、これは当たり前のことだと思うんですけども、もうこれは今となったら遅いと思うんですね。最初に行くべきだったのかなというふうに思ひます。それはもう時が過ぎてしまったから、それは遅いと思ひますけれども。

じゃ、どうしたらこの問題が解決していくかということは、請求者がすっきりされるのは、やっぱり当該議員からきちんと謝罪……、謝罪はしているというお話なんですけれども、請求者はこのまま納得されないみたいなので、ご本人が責任の取り方というのを、ご本人の口から伺いたいと思ひます。

以上です。

○委員長 何かありますか。今のご意見。

○調査請求者 謝罪の方法はいくらでもあると思うんです。郵送で手紙を出すということも今までも一度もございませんでしたし、代理人を立ててくれというのは実はもっと前から、今回の、11月16日以前から申し上げていて、ご本人の耳には伝わっていると思います。それでも、議会の席で謝罪したり撤回したりすれば自分の責は済んだというような態度が強く感じられたので。正直に言って、私に悪いことしたなんて多分いまだに思っていないんだろうなというのが私の印象です。辞職勧告を逃れがたいがために謝罪をするというふうに私は受け取っていますし、辞職勧告が出て、この方は辞職されないだろうなと思っています。私が求めているのはご本人どうこうではなく、議会の方たちには正当な判断をしてもらいたいと。

○委員長 他に。

○委員 それでは、何点かお聞きいたします。ちょっと嫌なことを思い出させてしまうかもしれませんが、お願いします。

昨年3月10日の藤田議員の、恐怖心を与えるような威圧的な発言があって、その後、18日の委員会で発言の取消しをしています。しかし、先ほど請求者からも話があったように、教育長に対する発言を「正しい発言じゃない」というのが削除されないまま残っているんですけど、そのことに対しては、やはり藤田議員に謝罪してもらいたいという思いはありますか。

○調査請求者 もはや謝罪されて済むことではないと思っていますし、お二人の関係性については、いまだに疑いを持っております。

○委員 何でそこだけ残っちゃっているのかというのがよく分からない、意図的に残したのか消し忘れたのかというのはよく分からないんですけど、何であそこだけ残っちゃっているのかなというのは私も疑問を持っています。

昨年、この審査会を行う前に、5月7日だと思うんですけど、最初、藤田議員の言動に関してのお願いを出されたと思うんですよ。それで、その後、6月2日に調査請求書が提出されています。今回、審査会10回目になるんですけど、審査会が始まる前、お願いを出して、そして審査会が開催されてきたことに対しては、どのように思われますか。

○調査請求者 当初は私もこんなに病気……病気というか精神状態が長引くとも思っていませんでしたので、当然これは私が陳情できる環境をつくってほしいという気持ちがあったお願いでした。ですから、委員会に口頭陳情がやれるように、委員長とか、あとはこういうことをした人間が副議長に収まり続けるというのは決して市民から理解できることではないので、自ら役職を辞すとか、あと私から見たら連携のように感じた会派での動きがありましたから、そういう会派を解散されるとか、そういうようなことを自ら考えてやってくださると思っていましたけれども、議会のほうからご進言いただいたにもかかわらず、全く反応しなかった。なので、もうこれは、要するに倫理審査請求をせざるを得ないという状況になりました。そして、審査請求をしてからが、またひどかった。要するに、私から見ると罪を重ねていっているというふうにしかな

じないんです。最初に議会で謝罪した。でも、私たまたま傍聴に来ていたからそれを聞いていますけど、傍聴に来ていなければそれさえも、議会で撤回したことも、謝罪したことも知らずに、ただ私の知らないところで済んでしまうことだったと思うんです。

ですから、本人は、陳情者であり請求者である私に対して悪いなんていう気持ちはもう全くなないと。そして、罪を重ねていって……、言ってみたら、当該議員の主張だと要するに故意でなく傷つけたと。間違っって人をひいちゃったと。こいつの口封じのためにもう一回ひいてやると、そういう態度です。ずっと倫理審査会の中で繰り返されてきたのは、要するに請求者を黙らせるためにいろんなことを言い募ってきた。あくまで、あいつが悪いんだ、俺は悪くない。それがずっと重ねられ続けたことが非常にこの病を長引かせているというふうに感じていますし、最初のうちは別に、通りにある藤田議員の看板見ても何も思わなかったんですけど、今は本当にもう、あれを見るのも嫌ですし、先ほども言いましたけど、あそこにランプがついているのも嫌ですし、もう議会事務局に来るのもほとんど……本当にたまに来ますけど、ほとんどは娘にお願いしているような状況で、市役所にも足が向かないような状態になっています。もう本当に罪深いと思っています。

○委員　最初、お願いという形で出して、それで藤田議員に自ら考えてもらって責任を取ってもらいたいということだったんでしょうけれど、それが何も動きがなくて、それで審査請求を出して、審査会が始まって、そのやり取りの中で罪をまた上塗りしていったということだと思います。

昨年、11月11日の要望書の中にも、「政治倫理審査会での藤田議員の一方的な発言により、深く傷つき、また、一方的に悪者にされるという恐怖の中におります」というのがあって、そのような苦しい、大変な思いをしていたことが分かります。具体的には、先ほどの話にもありましたけど、第6回の審査会、7月20日で、多分、請求者のほうで一番こだわっているところが8ページ目の上のところ、陳情書処理規程というので、請求者が3月10日に陳情の処理規程に違反した、請求者が悪いんだというような藤田議員の発言があります。やっぱりそこについては先ほども、謝罪してもらっても謝罪じゃ済まないということだと思うんですけど、3月10日だけではなくて、その審査会の中でも請求者を悪者にしてしまう、請求者が悪いんだというふうに藤田さんが発言していたことに対しては、どのように考えていますか。

○調査請求者　恐怖しかないですね。これはある意味、資料まで手に持っていたという話も聞いていますので、捏造じゃないですか。要するに市民の、何か自分の保身のために市民を悪者にするために、言ってみたら私に、ない罪をつくって、あの人は悪い人だよ、だから僕が制してあげたんだよと、まるで自分がいいことをしたかのような話に持っていくためにやったことですし、もっと言えば3月10日の委員会の時点で、もし私にそういう不慣れなための行動があれば、そこで注意をして促すのが委員長の本来的な仕事なんじゃないですかね。陳情者は本当に一般市民ですから、ルールを知らない。でも、私はできる限りルールに従ったつもりです。それを、立ち上がってしゃべったとかというのは、本当に一般市民が聞いたら「請求者は激昂して立ち上がってし

しゃべったんだって」と言うけど、あのときは立ち上がってしゃべろと言われたから立ち上がってしゃべったわけで、それまでも、まるで他人が聞いたら悪いことをしたような、私のほうが何か大きく暴れたような印象を与える発言は、これはもう捏造なので、非常に悪質だと考えています。

○委員　それで、そういうのがずっと続いていて、前回の審査会なんですけれど、11月16日、第9回目です。手のひらを返したようにという表現されていましたが、そこでは藤田議員は自分に非がある、陳情者——請求者には非はないということを認めたんですけれど、遅過ぎたなという、私、印象を、何でここでもろっと変わったのかなという疑問もあります。ずっと自分が正しくて請求者が悪いんだみたいな感じでずっと言っていたのが、ころっと変わったということなんですけれど、それについてはどのように思われますか。

○調査請求者　ご自身がどう思われたかは分からないんですけれども、まず、そこで初めて自分の間違いに気がついたという言い方は、あり得ないと思います。私の発言が誤解ではなかった、請求者は誤解していなかったということを認めたということなんですけれども、それは当初から資料も添付してお伝えしてあるとおおり、それについて市のほうからも、要するにそういう記述があったと謝罪ももらっているという、それを一目見れば、自分のほうが間違っていたということはずぐに気がつくことなので、11月まで引っ張ったということは、あくまで自分は間違っていないと、請求者が悪いということを言い続けている主張が通らなくなってきたので、辞職勧告を逃れたいがために非を認めたんだなというふうに感じましたし、非を認めることイコールそれで解決では全くなくて、非を認めたからには、私の治療費等も含めてですけれども、あと皆さん、議会にかけた迷惑もあると思うんです。もう10か月このことを引きずってきた、迷惑をかけてきたことの責任を取るべきだと思っています。

○委員　さっきもお話ありましたが、藤田議員が自らどういう責任を取るんだ、非を認めたところの次の段階として、その非に対してどういう責任を取るのかというのは、藤田議員自ら考えなければいけないなというふうに思います。

病状のことについてお聞きをします。昨年の3月からで、もう10か月以上たっているというんですけど、この間、日常生活そして仕事。請求者、会社持っているので、仕事に支障を来している。結構長引いているので非常につらい、大変、それと支障を来しているのかなと思うんですけれど、説明していただけますか。

○調査請求者　支障を来すというのは、私、役職に就いておりますので、8時に行かなければいけないとかそういう縛りはないですから、その中で入社することは、時間をずらしたりとか、いろいろやれることはありますけれども。一番困っているのは、やはり不眠です。あと、動悸という表現がされることが多いんですけれども、首が絞まるような感じがするという、きゅっと首が絞まってくる、そういうものがこの症状としてはあります。それがいつ起きるか分からないというのはあるんですが。また、恐怖を与えている、この病気になってしまうと終わりが無いんです。この薬を飲めば眠れる、飲む。じゃあ、この薬はいつ切れるのだろうか。今日も眠れないけど、



飲むべきなのか飲まないべきなのか。知人では10年以上もとか、死ぬまで薬飲むんだという人もいるぐらい、終わりのないものだなというふうに感じています。

仕事への支障ということであれば、本当にこれをつくるのに今回、苦勞しましたけれども、効率が非常に悪いのと、あと本とかが読めないんです。資料が読めない。もう、この資料を読み込むとか、そういうことに関して持続しないんです。だから、もう大変仕事の効率が悪いです。こういうものは数値とかで表せないの、何とも言えないんですけれども。

でも、ふだんは元気にはしていますので、いつも鬱々としているわけではないので、元気にはしていますけれども、ふっと何かの拍子に思考が回らなくなったりとか、そういうことが起きるとい、私もとても怖いと思いますし、これが鬱とかにつながっていくんだろうなど。多分、その先にあるのは、よくある自死されたりすることもありますけれども、きっと一度こういうものになってしまうと、終わりが無いということが一番の恐怖であり、それがまたその病状を生む。怖いと思うことが、また自分の気持ちを後ろ向きにさせるというのの繰り返しだと感じています。

○委員　いつも不安を感じているということで、多分、文章が読めない、集中できないというのは、やっぱりそういうものがあるからなのかなというふうに思います。あと、動悸とか首が絞められるというような感じだと、これは身体的なもので非常につらいだろうなというふうに思います。薬を飲んでるようですけど、今の話でもありましたけど、いつ直るのか、いつ終わるのかというのが見えないという不安もあると思います。非常に辛い思いをしているというのは、よく分かりました。

藤田議員の3月10日の発言、恐怖心を与えるような威圧的な発言、そして審査会の中での、請求者を悪者にしようとしていった、長い期間ある発言、それが追い打ちをかけたということになると思うんですけど、請求者は、審査会に対しては辞職勧告決議をしてほしいということをおっしゃいましたが、藤田議員に対しては何をしてほしいというふうに思いますか。

○調査請求者　自ら辞職していただきたいと思います。もうここまで、これだけ議会の中で自身の、議員としてだけじゃなくて人間性も疑われるような発言を繰り返し続けてきたわけですから、品位を考えるとという意味でも辞職していただきたいと思っています。

先ほど病状の話がありましたけど、結局まずそこに行き着かないと、私もこれ以上どうやって病気を治していったらいいかわからないので、まずそれが、自分をよくするために今日、無理をして来たつもりです。

○委員　確かに、原因があつて病気になって、その原因が取り除かれなければ不安が続くというのは分かります。

最後に、何か述べたいことがありましたら。

○調査請求者　最後に言いたいことは、とにかく1人の人間として、皆さんが個々にこの件をどう思われるかということ、やっぱりよく考えて審査していただければありがたいと思っております。

ます。よろしくお願ひします。

○委員長 他に。

○委員 私のほうからも何点か。冒頭のお話の中で、11月の審査会の後、議長が間に入っていて、娘さんのほうに謝罪があったというようなことをお話しされていましたが、その内容などを聞かせてもらってもいいですか。

○調査請求者 その場で録音することを許されたということで、録音してきたものを私も聞きました。非常に申し訳ないと、お母さんには申し訳ないというようなことを、内容的にはそれだけだったと。私も何度も聞く気になれなくて、1度さっと聞いただけなんですけれども、非常に私が悪かったという感じです。

○委員 そこに至るまでの間も、謝罪だとか連絡が一切なかったというようなことがずっと続いていてと思っています。それで、そのときの審査会——第9回のときも、私のほうからは、メールなり電話なりの方法で連絡を取ることもできるんじゃないですかというようなことも申しあげました。それで最後、委員長の締めのところ、何度も足を通わせてというようなことも言われていたわけですが、そういったところが誠意ある謝罪につながっていくんだというふうな形で審査会が終わったと思うんです。それに対して、じゃ、その娘さんへの謝罪で終わっているという段階ですね、今。

○調査請求者 その後、ほかの方が仲介されて、本人とは会っていませんけれども、謝罪したがつているからどうだろうかということが2度ほどありました。ただ、そのたびに、それはもう前にもあったんですけども、代理人を立ててほしいというふうに伝えてあります。本人とは今とても会えないので。それで、まあ、間で「謝罪受けますか」という話をいろんな方から聞かれたんですけども、それが藤田議員が言っているというふうに私が認識したことはなかったです、このときまで。

○委員 分かりました。

それで、請求者の方が、まだ教育長との関係だとかポロシャツの件についても疑念を持っているということでありますので、我々としても、これからその辺についても調査をしていかなければならないということになります。そういった中で、審査会のほうがもう少し時間がかかってしまいますけども、その辺のご理解はよろしいですか。

○調査請求者 きちんとした決着をつけていただくためには、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 他になければ、以上で質疑を終了いたします。

請求者におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。それでは、ご退席をお願いします。

[調査請求者 退席]

○委員長 次に、次回の審査会に関することとあります。

今回は、市の職員の出席を求め、関連する事項について質疑を行いたいと思いますが、よろし

いでしょうか。（「はい」の声あり）では、次回の日程が決まりましたら、出席要求をいたします。

本日の審査は以上で終了いたします。

次回の開催日時につきましては、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。

---